

● ● ● 倫理綱領改定の背景と経過

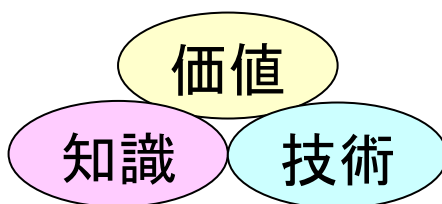


遠藤 真一

● ● ● そもそも「倫理綱領」って…

倫理綱領は、我々の日々の実践において、社会福祉士としてどう行動したらよいかの道筋を示してくれるものであり、支援に迷った際に立ち返るべきもの

専門職の専門性成立の必要条件



専門性の3要素

倫理綱領は専門職がその専門性を成立させる時の必要条件

専門職が知識・技術を使って実践する際に、**その実践を裏付ける価値**が必要となる。具体的にいうと、「**何のために」「どの方向に向かって」知識技術を用い実践を行っているのか**、専門職の価値を明らかにしてその方向性を示すためである。たとえば、利用者の家族が利用者のケアの内容をすべて決定してしまい、本人の意思がケアに反映されていない場合、何も指し示すものがなければその支援のあり方は「本人」と「家族」の間でディレンマに陥ることになる。その際に、専門職の価値を明らかにして、実践の方向を指し示し、望ましい行動の基になるのが倫理綱領である。社会福祉士が専門職であるためには、倫理綱領を持ち私たち実践の基盤となっていることが不可欠である。

(日本社会福祉士会「基礎研修Ⅰ」資料より)

倫理綱領の機能

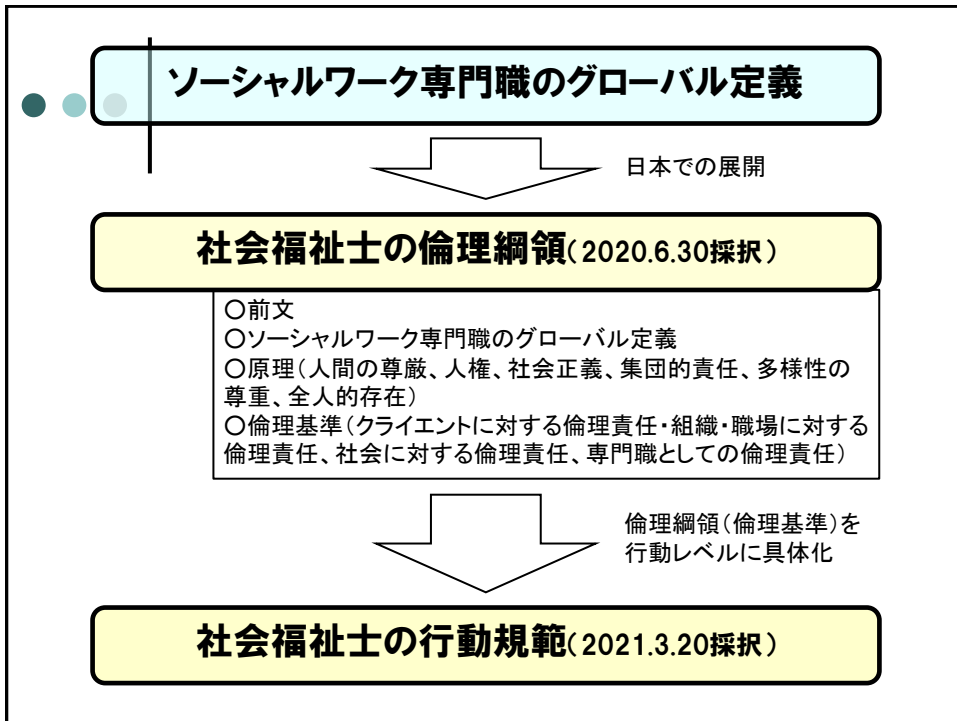
私たち社会福祉士がどのような価値や方向性を持っているのかを明文化し、私たちだけでなく広く社会や一般市民に示していること

社会福祉士が専門性を発揮する際に、その指針となること

社会福祉士が利用者の権利を侵害し利益を損ねることがないように実践を管理すること

倫理綱領をもとに、専門職として社会福祉士の実践に対して専門職団体が懲戒できること。一方で社会福祉士が倫理綱領に基づく実践を行っているにもかかわらず誹謗中傷を受けた場合に、それを守る働きもある

(日本社会福祉士会「基礎研修Ⅰ」資料をもとに作成)



● ● ●

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義(2014.7)

IFSW(国際ソーシャルワーカー連盟)の倫理綱領
1976年 → 1994年改定 → 2004年改定 → **2014年改定(今回)**

ソーシャルワークは、**社会変革と社会開発、社会的結束**、および人々のエンパワメントと開放を促進する、**実践に基づいた**専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および**多様性尊重**の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、**人々や様々な構造に働きかける**。
この定義は、**各国および世界の各地域で展開してもよい**。



新定義採択の背景

- ヨーロッパ、アジア太平洋、北米、南米、アフリカ
→ 5地域の多様な社会変化(よりグローバルな視点)
- 西欧社会を中心としたソーシャルワークの実践・教育・研究の枠組みへの批判
→ 西欧地域以外の伝統文化や実践の方法の定義への統合の声
→ 当事者・先住民の声の台頭



(参考)

これまでの「ソーシャルワークの定義」

●「ソーシャルワークの定義」(1982)

ソーシャルワークは、社会一般とその社会に生きる個々人の発達を促す、**社会変革**をもたらすことを目的とする専門職である。(IFSW,1982)

●「ソーシャルワークの定義」(2000)

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、**社会の変革**を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。(IFSW,2001)



グローバル定義改定のポイント

○旧定義で規定されていた『問題解決』を図るという視点が改められ、新定義では**問題解決を図るという言葉が姿を消した**。ウェルビーイングを高めることを目指し、生活課題に取り組むことを支援し、人々やさまざまな構造に働きかけるという視点が導入された。

○「**実践に基づいた専門職**」が文言追加

○「**社会**変革と**社会**開発、**社会**的結束、およびエンパワメントと解放を促進」

⇒「**より良い社会をつくるために、社会を変えていく**」

言葉を重ねて強調しているのは、

「主体的に社会を変えていく役割を担う」という自覚を強烈に求めている！



日本の動き

○2018年2月、グローバル定義改定を受けて、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）代表者会において倫理綱領（2005年）の改定を行うことが正式に承認
⇒「日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会」が発足

○グローバル定義を基本に、「アジア太平洋地域における展開」「日本における展開」を視野に入れ、2018年7月に改定されたIFSW/IASSWの倫理（倫理原則に関するグローバルソーシャルワークの声明）との整合性について検証

○2019年5月～7月末、パブリックコメントによる各団体の会員や関係者から意見、提案等を取り入れて検討

○2020年5月、倫理綱領委員会の名で日本ソーシャルワーカー連盟代表者会議に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」（成文）として報告、承認（6月2日）

○日本社会福祉士会は2020年6月30日の総会にて承認



参考文献

中田雅章「新倫理綱領の成立過程と意義」日本社会福祉士会e-ラーニング・配布資料,2022

公益社団法人日本社会福祉士会編「三訂社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ハンドブック」中央法規出版,2022

公益社団法人日本社会福祉士会「基礎研修 I」資料,2022